

## 災害時の応援業務に関する協定書

小千谷市(以下「甲」という。)と小千谷市建設業協会(以下「乙」という。)は、災害時の応援業務について、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、小千谷市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、小千谷市内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

### (応援要請の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (2) 小千谷市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (3) 小千谷市管理公共土木施設等における障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

### (応援要請の種類)

第4条 甲は、次の事項を明らかにし、口頭または電話により応援要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の状況
- (4) その他必要な事項

### (費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が業務に要した費用は適正な基準に基づき、甲が負担するものとする。

### (損害の負担)

第6条 乙が行う業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行なわれるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 小千谷市地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項については、その都度甲乙両者が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成19年6月22日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月22日

甲 小千谷市  
代表者 小千谷市長 谷 井 靖 夫

乙 小千谷市建設業協会  
会 長 渡 辺 洋二郎